

令和7年度生駒市人権施策審議会（第4回） 会議録

1 日 時 令和8年3月19日（水） 午後2時～午後3時20分

2 場 所 生駒市役所403・404会議室

3 出席者

委 員 石倉会長、三成副会長、富島委員、伊賀委員、奥本委員、窪田委員
朝山委員

事務局 小林総務部長、後藤人権施策課長、武元人権施策課長補佐、吉岡人
権施策課主査

4 欠席者 奥本委員、山根委員

【会議の内容】

(事務局)＜開会＞＜録音許可＞＜職員紹介＞

(会長)＜開会挨拶＞

(事務局)＜配布資料確認＞＜傍聴者報告(4名)＞

(会長)案件1 「生駒市人権擁護に関する条例」見直しの検討について」事務局
から前文について説明をお願いします。

(事務局)資料1 「生駒市人権擁護に関する条例（案）」に基づき説明します。前
回提示した前文の案1と案2を統合し、「社会的責任」や「複合的な差
別」などの表現を盛り込みました。また、性的指向および性自認（今回
よりジェンダーアイデンティティと表記）に関する条文の突出感を和ら
げるため、導入部で「人権三法」の成立に触れ、個別課題への言及を自
然な流れに修正しています。説明は以上です。

(委員)前文の「社会的身分」という言葉について、国の「人権三法」等で通常使
われる一般的なものなのではないでしょうか。定義が分かりにくい印象があります。

(事務局)条例等で一般的に使われる言葉ですが、少しきついイメージを持たれる
かもしれません。

(会長)憲法第14条にも含まれている言葉ですね。

(委員)「社会的地位」といったイメージで捉えていただければよいかと思います。

(委員)憲法に説明はありませんが、解釈としては門地(出身)などと同様に扱われます。他の言葉への変換も難しいところです。

(会長)社会的な「地位」が差別の要因になるということですね。一般的な言葉であれば問題ないと考えます。他にご意見はありますか。インターネットやジェンダーアイデンティティの問題が入り、今日的な内容になったと感じます。それでは各条文の説明をお願いします。

(事務局)前回の議論を踏まえ、次のとおり章立てで整理しました。第1章は目的です。第2章は人権尊重の主体と規範。差別の禁止と、市・市民・事業者の責務を集約しました。第3章は個別の人権課題と禁止事項。部落差別、障害者差別、ヘイトスピーチ、性自認、インターネット上の侵害をカテゴリー化しました。第4章は推進体制及び施策。理念実現のための具体的手段を規定しています。

(会長)第1章第1条「目的」についてはいかがでしょうか。(異議なし)

次に第2章「人権尊重の主体と規範」についてお願いします。

(委員)第3条「市民の責務」にある「その他の団体」とは何を指すのでしょうか。範囲が広すぎる懸念があります。

(事務局)法人格のない団体や市民グループも含めて施策を進める趣旨で入れています。特定せず状況に応じて連携できるように広めに設定しています。

(委員)「生駒市自治基本条例」では、市民に「事業を営むもの」も含まれています。ここでの「団体」は法人を含むのでしょうか。

(事務局)基本的にはあらゆる団体・法人を含める理念ですが、定義については再度リサーチし確認します。

(委員)「その他」が「国・県・行政機関以外」を指すのであれば、生活団体なども含まれるということですね。

(事務局)はい。法人の有無を問わず、全ての主体を想定しています。改めて整理

して回答をお返しします。

(会長)次に第3章「個別の人権課題と禁止事項」についていかかでしょうか。

(委員)第6条の「講ずるよう努めるものとする」という努力義務について、第9条の2では「講ずるものとする」と明言されています。市が対象であれば、努力義務ではなく「講ずる」に揃えるべきではないでしょうか。

(事務局)「部落差別解消推進法」の文言を参考にしたため努力義務としていましたが、第9条に合わせて「講ずるものとする」に修正する方向とします。

(会長)第7条の2は「合理的配慮の提供を行わなければならない」と厳しい表現になっていますね。

(事務局)これは法律の義務規定をそのまま反映させています。

(委員)第3章で特定の3つ(部落・障害・SOGI)を挙げています。他の差別が含まれていますよというような組み立ての方が良いと思います。

(事務局)第2条で包括的に差別を禁止した上で、個別法がある課題を第3章に並べています。具体的には個別法に基づく4つ(部落・障害・ヘイトスピーチ・SOGI)を挙げています。インターネットも包括的な条例として盛り込みました。

(委員)並びとしては合理的だと思います。

(会長)第10条「虚偽情報の作成等による人権侵害の防止」の趣旨についてはいかがでしょうか。

(委員)第10条の「虚偽情報の作成等による人権侵害の防止」は前回でも要件論的な議論があったと思いますが、どのような趣旨でこの形にしたのか教えていただけますか。例えば、「正当な理由がある場合を除き」という要件や、「他人に損害を与える目的または不当に権利を侵害する目的」といった要件があります。要件が4つに分かれ、厳しく作られていると感じます。このバランスの趣旨はどのようなものですか。

(事務局)前回、この部分について十分議論をいただき、その結果を反映させたつもりです。正当な理由がある場合を除くことと加害目的の双方が要件と

なっているとのご指摘がありました。これらの条件がある以上、「努める」という表現でもいいのではという意見もあった一方「してはならない」としても良いのではないかというご意見もいただきました。このため、今回は努力義務から少し格上げして「してはならない」としています。条件を付けすぎているという自覚はありますが、参考になる条文が他になかったため、要件的には狭くなってしまっています。踏み込むべきとご意見があれば承ります。

(委員)第10条の冒頭にある「正当な理由がある場合を除き」ですが、次に「損害を与える目的」と「権利を侵害する目的」が挙げられています。損害を与えたり権利を侵害したりする目的で正当な理由があるのかという観点で考えると、「正当な理由がある場合を除き」という部分はなくてもいいのではと思います。しかし、その次に具体的に書いている部分は表現の自由の問題が関わってきますので、慎重になるのも理解できます。

(委員)前回「正当な理由がある場合を除き」は要らないのではないかとの議論がありました。私は、インターネットの投稿などで自警察のような行動をしている人たちが、その程度によって「正当な理由」として認められる場合がありうると意見を言ったため、その点を尊重していただいていると感じます。

(委員)何を「正当」と考えるかが重要です。本人にとっては正義のつもりでも、社会的に見て他人の権利を損なうことになる場合があります。

(委員)最後の努力規定については、皆さんが踏み込んだほうが良いということで「してはならない」という表現に変えられたのですね。

(委員)それは良いと思います。「してはならない」という表現は賛同できます。ただ、要件が挙げられている中で、どれか一つでも該当すればだめという理解で良いですか。

(事務局)その通りです。前回会長が言われたことですが、選挙時に相手に打撃を与えて票を減らすというようなことも考えられます。

(会長)最近は AI を使ったフェイクニュースなどが広まりつつあります。表現の自由と問題性については難しい部分があります。

(委員)「正当な理由がある場合を除き」という文言は、私たちの想像を超える実態がある時に備えてのことだろうと思います。

(事務局)努力義務から一段格上げしたためです。

(会長)昔は漫才のネタなどで真似をしていましたが、ネットとなるとだいぶ複雑になっています。残しておいたほうが良いと思いますが、当然議論が必要です。

(事務局)「正当な」という言葉について再度ほかの言葉があるか検討します。

(委員)仮にこの条例が適用されて、裁判になった時、「正当な理由がある場合を除き」がなかった場合でも、最初の「加害目的」という文言で「目的は何だったのか」を判断することになると思います。目的は一つだけとは限らず、色々な目的があり得ると思っています。要件的にダブっているイメージがあり、まとめても解釈の中に含まれると考えます。

(会長)つまり、「正当な理由がある場合を除き」はなくても良いということでしょうか。

(委員)おそらく、なかったとしても同じような解釈に展開するのではないかと考えます。

(委員)虚偽情報に対して「正当な理由」はないと思います。「他人に損害を与える目的」それだけが正当な理由になることはありますが、「虚偽の情報を作成」している時点で正当な理由はないのではないかと思います。

(委員)おっしゃる通りです。虚偽情報であるというだけで、正当な理由はありません。

(委員)「正当な理由がある場合を除き」という一文があることで、「正当な理由があればこれをやってもいい」という読み方も可能です。

(事務局)以前、落語を例に出してお話ししましたが、風刺的なものも認められる場合があります。健全な風刺等の想定はしています。

(委員)風刺や批判が人権侵害として扱われると、民主主義が否定されてしまいます。

(委員)ヘイトスピーチの問題については法律も限定的です。AIによる画像作成は行き過ぎています。AIが作り出す虚偽情報が条文で取り上げられるのは分かりますが、SNSではそれだけではなく、差別的な言葉を匿名で投げつけることもできます。そこについて触れていません。

(委員)「正当な」という言葉以外の選択肢についても知りたいです。「正当な」と「不当な」が同じ条文に入っているのは違和感があると思います。市民にとって分かりやすくするべきですので、クリアにできれば「除き」を削っても良いと思います。

(会長)政治家を風刺する漫画は、相手に損害を与えることを目的にしているとも考えられます。

(委員)風刺画については問題になりやすいです。国によって許容される自由と許されないことの境目があります。

(会長)「不当な」というのも、誰にとって不当かは立場によって異なります。「合理的な」という表現は良いかもしれません。

(事務局)わかりやすい表現及び一般的なインターネットに関する差別や人権侵害を盛り込む必要があるとご指摘いただきましたので検討いたします。

(委員)そのほうが良いと思います。第11条で削除の要請があるのに、第10条がインターネット上の特定の事案に絞られすぎているので、第1項でインターネット上の問題行動が人権侵害に当たるのだという事を大きく構え、フェイクの深刻さに触れるといった二段構えがわかりやすいと考えます。

(会長)次に第4章「推進体制及び施策」について。

(委員)「努める」と「するものとする」が混在していますが、意図的な使い分けでしょうか。

(事務局)「環境づくり」など質的・概念的なものには「努める」を、明確な施策には「するものとする」を使っていますが、特に緩くする意図はありません。

せん。

(会長)最後に第5章「雑則」について。

(委員)第18条「財政上の措置」が努力義務なのはなぜでしょうか。

(事務局)他自治体の事例を調査した結果や他の予算状況を考慮し、努力義務とするのが適当と考えました。

(会長)全体を通して、前文の結びについてはいかがでしょうか。

(委員)最後の一節にある「私たち」とは誰を指すのか。主語が「生駒市」で始まり、途中で「私たち」が出てくる流れに唐突感があります。

(事務局)行政・事業者・市民を合わせたニュアンスですが、他市の事例でも決意表明として使われる表現です。生駒市のみんなで取り組むイメージを出したいと考えています。

(委員)「生駒市を構成するすべてのもの」といった表現の方が、当事者意識を高め、条例の趣旨に馴染むのではないのでしょうか。

(事務局)構成員の主体性を含んだ表現に工夫してみます。

(会長)本日の意見を踏まえ、事務局で案を修正し、各委員の所属団体等で持ち帰り検討をお願いします。その後の審議会でも案を完成させ、パブリックコメントへ進める段取りとします。

(事務局)いただいた意見を反映した修正案を再度お届けしますので、確認をお願いします。

(会長)以上で本日の審議を終了します。ありがとうございました。